

全 員 協 議 会 資 料

令和6年 5月24日

1. 名張市立地適正化計画（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び 計画（案）について

（都市整備部）・・・P2～9

・名張市立地適正化計画（案）

・・・別冊

・名張市立地適正化計画（案）概要版

・・・別冊

2. その他（報告）

・債権放棄について

（市民部）・・・P10

名張市立地適正化計画（素案）に係るパブリックコメント意見募集結果及び
計画（案）について

案 件	名張市立地適正化計画（素案）		
募集期間	令和6年1月15日～同年2月14日		
意見の件数 (意見提出者数)	10件（ 1人 ）		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	3件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	2件
	参 考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	5件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	0件

市民等の意見の概要	件数	意見に対する名張市の考え方
第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 第6章 防災指針 3. 防災まちづくりに向けた取組 急傾斜地崩壊危険区域（※1）における居住誘導区域の設定は、都市再生特別措置法を遵守するとともに、急傾斜地法に則り、防災指針に残存リスク対策を明示すること。	1件	【既記載】 ご意見にあるように本計画（素案）は、都市再生特別措置法に基づき作成しています。 また、本計画（素案）では、災害リスクの高い地域を原則除外して居住誘導区域を設定していますが、全ての災害リスクを完全に除外することはできないため、国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』に基づき、居住誘導区域に残存した災害リスクに対する必要な防災・減災対策を防災指針として定めています。
第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 急傾斜地崩壊危険区域「丸之内東」「丸之内西」「丸之内・柳原町」は、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられているため、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域に位置付けること。	1件	【修正】 急傾斜地崩壊危険区域「丸之内東」「丸之内西」については三重県建築基準条例第6条を考慮して居住誘導区域に含めていませんでしたが、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられていることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含め

		る修正をします。なお、急傾斜地崩壊危険区域「丸之内・柳原町」については、既に居住誘導区域に含めています。 修正箇所…５６ページほか居住誘導区域を記載した全ての図
第４章 誘導区域 ３．居住誘導区域 急傾斜地崩壊危険区域「丸之内東」「丸之内西」「丸之内・柳原町」に残存する災害リスク対策を防災指針に明示すること。当該急傾斜地崩壊危険区域の上段敷地内にある保育所等２園、病院１施設等を守る。	１件	【修正】 ご意見の区域は、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられているものの、災害リスクが全くなくなるわけではないことから、防災指針に必要な防災・減災対策を記載する修正をします。 修正箇所…１０６ページ、 １０７ページ
第４章 誘導区域 ３．居住誘導区域 急傾斜地崩壊危険区域「桜ヶ丘」は、一部区域において、崩壊を防止するための措置が講じられているため、居住誘導区域に定めない区域を再度精査し、その結果を広く公聴した上で措置を講じること。	１件	【参考】 ご意見の区域は、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が部分的に講じられています。今後、全体的な措置が講じられた際には、居住誘導区域の再検討を行います。
第４章 誘導区域 ３．居住誘導区域 第６章 防災指針 ３．防災まちづくりに向けた取組 土砂災害警戒区域（※２）における居住誘導区域の設定は、都市計画運用指針（国土交通省）を遵守するとともに、居住を誘導することが適当ではないと判断する根拠及びその範囲等を広く市民に説	１件	【既記載】 本計画（素案）は都市再生特別措置法や国土交通省『都市計画運用指針』に基づき作成しています。 土砂災害警戒区域は、同指針において、「警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導すること

明（公表）し、市民が納得できる居住誘導区域となるよう改善すること。 また、残存する災害リスク対策を防災指針に明記すること。		が適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである。」という考えが示されています。本計画（素案）では、この指針に基づき、土砂災害警戒区域については、原則として居住誘導区域から除くこととし、整備状況等の具体的な理由があるものについては、居住誘導区域に含めます。 また、本計画（素案）では、災害リスクの高い地域を原則除外して居住誘導区域を設定していますが、全ての災害リスクを完全に除外することはできないため、国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』に基づき、居住誘導区域に残存した災害リスクに対する必要な防災・減災対策を防災指針として定めています。
第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 土砂災害警戒区域「桜ヶ丘1」「桜ヶ丘2」について、桜ヶ丘は名張市が住宅地に開発した歴史があり、官民それぞれが管理する斜面防護施設が混在している。所有者・管理者による施設保全が求められるため、居住誘導の判断根拠及びその範囲を市民に説明（公表）するとともに、残存する災害リスク対策を防災指針に明記すること。	1 件	【参考】 ご意見の区域は、居住誘導区域に含める具体的な理由がないことから、原則として居住誘導区域から除いています。 将来、整備状況や土砂災害警戒区域の変更等が生じた際には、居住誘導区域の再検討を行います。 居住誘導区域の範囲等については、本計画（素案）で公表しているとおりです。 なお、国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』により、防災指針に対策を定めることとされている「残存する災害リスク」とは、「居

		住誘導区域に残存する災害リスク」をいいます。以下同じです。
第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 土砂災害警戒区域「桜ヶ丘」「平尾1」は、土砂災害特別警戒区域に市道が含まれており、道路ネットワークの安全確保が必要。また、アパート1棟、公益施設2棟が区域上段敷地に残るため、広く市民に説明するとともに、残存する災害リスク対策を防災指針に明記すること。	1件	【参考】 ご意見の区域は、居住誘導区域に含める具体的な理由がないことから、原則として居住誘導区域から除いています。 将来、整備状況や土砂災害警戒区域の変更等が生じた際には、居住誘導区域の再検討を行います。
第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 土砂災害警戒区域「栄町1」「栄町2」は、名張市が管理する斜面防護施設（小中学校施設、道路施設）が広い範囲に整備され、保全が見込めるため、当該区域は居住誘導区域に位置付けること。	1件	【修正】 ご意見の区域は、のり面保護工を施していることから、ご意見のとおり居住誘導区域に含める修正をします。 あわせて、災害リスクが全くないわけではなく、土砂災害警戒区域の指定も継続されていることから、防災指針に必要な防災・減災対策を記載することとします。 修正箇所…56ページほか居住誘導区域を記載した全ての図、103ページ
第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 土砂災害警戒区域「東町」は、アパート2棟、営業所1店舗が区域上下段敷地に残るため、広く市民に説明するとともに、残存する災害リスク対策を防災指針に明記すること。	1件	【参考】 ご意見の区域は、居住誘導区域に含める具体的な理由がないことから、居住誘導区域から除いています。 将来、整備状況や土砂災害警戒区域の変更等が生じた際には、居住誘導区域の再検討を行います。

第5章 誘導施策と目標値の設定 1. 誘導施策 第6章 防災指針 3. 防災まちづくりに向けた取組 災害リスクの低いエリアへの居住の誘導や移転を促進するため、以下の国補助事業等の活用を検討すること。 イ. 防災移転支援計画の策定 ロ. 病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主移転への支援 ハ. 地区公共施設等の整備に係る都市防災総合推進事業の適用 ニ. 災害危険エリア内の住居の移転、移転元地の買取等への補助 ホ. 居住誘導区域に定めない区域の納税者に対する固定資産税の減免	1 件	【参考】 居住誘導区域の設定について、災害リスクの高い地域は、原則として除外していますが、これは、当該地域に既に居住している方が引き続き住み続けることを否定するものではなく、また、現時点では移転等を推進するものでもありません。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
--	-----	---

※1 急傾斜地崩壊危険区域 傾斜度が30度以上ある土地で崩壊のおそれがあるため、建築等の際には一定の行為制限を必要とする土地の区域のことです。

※2 土砂災害警戒区域 土砂災害により建物が損壊し住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域のことです。

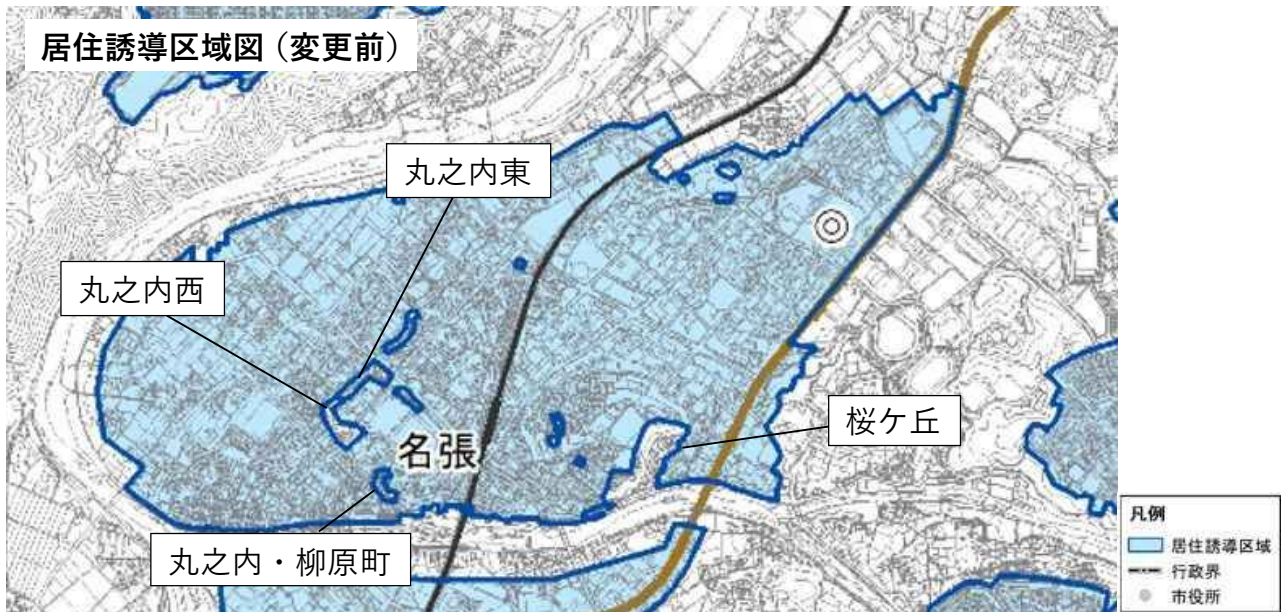
名張市立地適正化計画（素案）に係る地域説明会における意見及び回答

案 件	名張市立地適正化計画（素案）		
実施期間	令和5年11月26日		
意見の件数 (意見提出者数)	3件（ 3人 ）		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	0件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	0件
	参 考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	0件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	3件

第4章 誘導区域 3. 居住誘導区域 一番心配なのは過疎地。今後、水道などのインフラ整備ができないということにつながるのか。	1 件	【その他】 居住誘導区域外であることを理由として、道路や水道の整備をしないということはありません。本計画（素案）による居住誘導区域の設定は、都市の広がりを抑制するためのものです。
第5章 誘導施策と目標値の設定 2. 目標値の設定 市内の交通の満足度が37.1パーセントというのは結構低いなと感じた。目標値も基準値以上というのは志が低いのではないのか。できなかったらできなかったで良いと思うので、同じような規模の自治体を参考にして具体的な数値を挙げてはどうか。	1 件	【その他】 現在の公共交通に対する満足度は、非常に低く、降下傾向にある厳しい状況です。この中で地域公共交通施策を進めており、1ポイントでも満足度を上げることを目標に定めています。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
全体 20年先というと今の若い人たちがメインになると思うが、40代ぐらいの人たちを集めて説明会はしないのか。	1 件	【その他】 本計画（素案）作成の検討に当たっては、都市計画審議会の委員等から、地域、年齢、性別に関係なくご意見をいただきました。 概ね5年後には、計画目標年次を迎える名張市都市マスタープランと併せて一体的な評価・見直しを行う予定をしており、その際には各地域の幅広い世代の方に説明会へご参加いただけるように案内をさせていただきます。

参考資料

【急傾斜地崩壊危険区域】



丸之内東

➤ 居住誘導区域に含める



丸之内西

➤ 居住誘導区域に含める



丸之内・柳原町

➤ 居住誘導区域に含める

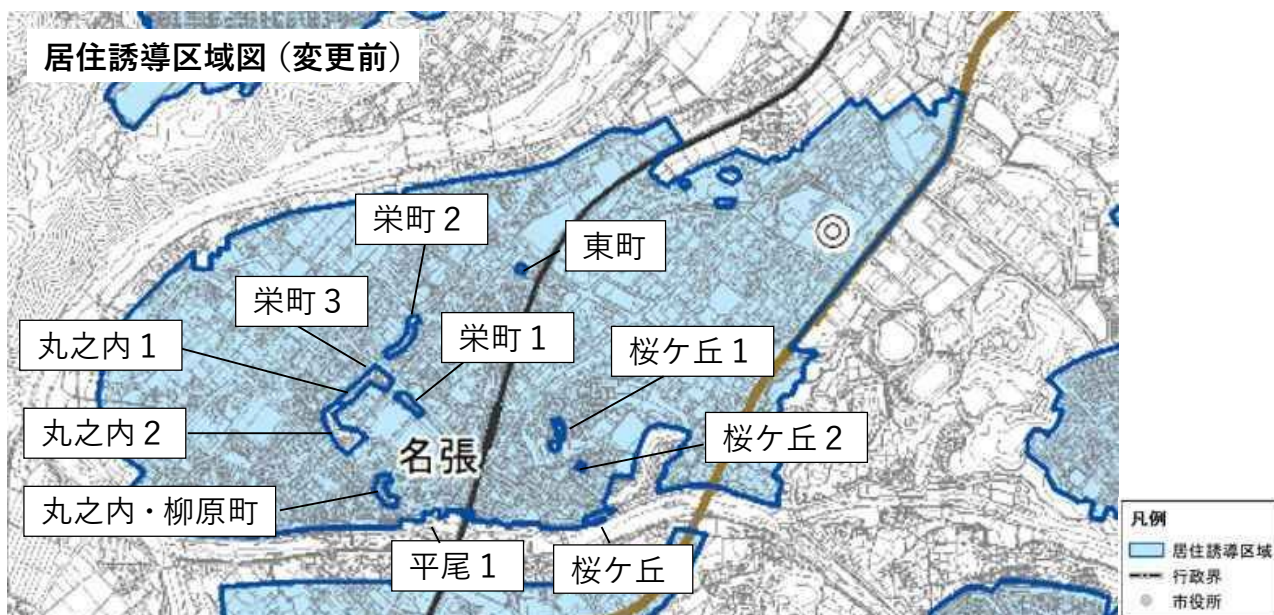


桜ヶ丘

➤ 居住誘導区域に含めない



【土砂災害警戒区域】



- 桜ヶ丘、桜ヶ丘 1・2、平尾 1、東町・・・居住誘導区域に含めない
- 栄町 1～3、丸之内 1・2、丸之内・柳原町・・・居住誘導区域に含める

債権放棄について

1. 債権放棄の経緯

名張市債権管理条例第14条第1項の規定により、令和6年3月31日をもって放棄した債権について、同条第2項の規定により報告します。

この事務処理については、慎重な対応が求められていることから、庁内に名張市債権管理検討委員会を設置し、対象事案が条例等に基づいた放棄事由に当たるかどうかの審査を行った上で実施したものです。

なお、これらの債権の会計上の事務処理については、名張市会計規則第28条の規定に基づき、所管において令和5年度の不納欠損処分を行いました。

2. 債権の内容及び放棄した額

・生活保護徴収金及び返還金	12件	1,577,793円
・過年度福祉手当返還金	1件	600,140円
・市営住宅使用料	1件	276,000円
・水道料金	145件	595,459円
・市立病院診療費	18件	1,541,120円
・要介護認定審査資料コピー代	1件	46円
合 計	178件	4,590,558円

〔放棄事由別件数表〕

債権放棄の事由	対象件数		金額 (円)	債権管理条例 第14条第1項
	件数	債務者数		
生活保護、資力回復困難	0	0	0	第1号
破産（免責）	0	0	0	第2号
消滅時効期間満了	174	75	4,344,883	第3号
強制執行しても履行見込なし	0	0	0	第4号
強制執行済の不履行債権	1	1	46	第5号
徴収停止後なお無資力	3	2	245,629	第6号
債務者死亡かつ限定承認	0	0	0	第7号
相続人が不存在	0	0	0	第8号
合 計	178	78	4,590,558	